届出事項等の異動届

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会 様

政治団体の名称 事務所の所在地 代表者の氏名

印

「政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項

記

異動事項		昪	Į.	動	内		容		異 年 月	動日
ふりがな	⊹									
政治団体の名称	新								•	•
	旧									
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒)	信目	話()		
		鳥取県							•	•
	旧									
主たる活動区域		□ 全国から鳥取県へ・・□ 鳥取県から全国へ								
		□その他()	•	•
区 分		氏 名		住 月	近・	電	話	生年月日		
ふ り が な	مرمان		電話()			
代 表 者	新		₸						•	•
	旧									
ふりがな	مرما <u>ل</u>		電話()			
会計責任者	新		₹						•	•
	旧									
ふ り が な	.,,		電話()			
会計責任者の職務代行者	新		Ŧ				,			
	-									
	旧									
国会議員関係 政治団体の区分	新									
	旧								•	•
そ の 他		 規約の異動	□課税	上の優	遇措置の)異動	()		
	□支部の有無の異動 □その他()						•	•		

(注) 裏面の注意事項を確認の上、記載すること。

(注意)

- 1 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 2 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。
- 3 「主たる事務所の所在地」は、○丁目○番○号○○号室(○○方)まで記載すること。
- 4 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 5 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 6 規約異動の場合は、新旧の規約を添付すること。名称の変更は、規約の変更となるので、新 旧の規約が必要。